平成 25 年４月 26 日

各　　位

会　社　名　株　式　会　社　　理　　経
代 表 者 名　代表取締役社長　　黒　田　哲　夫
（コード番号 8226　東証第二部）
問い合せ先　取締役総務部長　　古　畑　直　樹
電 話 番 号　　０３－３３４５－２１５０

内部統制システム構築の基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 25 年４月 26 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

記

【企業理念】

企業活動の「質」、「速度」、「量」を高め、「技術革新」の追求を通して「社会」に貢献します。

【会社経営の基本方針】

当社グループは、社会変革を先取りした発想と先端技術で、お客様のニーズに対応したソリューションを提供し、高度情報化社会に貢献致します。

その活動にあたっては、法令遵守、経営資源の有効活用と収益性向上により企業価値を高め、株主、取引先、従業員とともに繁栄し、豊かな社会づくりに貢献すること、並びに地球環境保全に積極的に取り組むことを、経営の基本方針としております。

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社グループは、効率的で透明性の高い経営管理体制を確立することを内部統制システムの基本と致します。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営基本方針に則した「行動規範」を制定し、取締役、使用人の職務が法令及び定款に適合するための基準としております。

また、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンスを経営の方針としております。

当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努め、業務の決定が適正に行われることを確保する体制を構築、維持、整備しております。

反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を構築、維持、整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令及び稟議規程、文書取扱規程に基

づき、記録保管しております。その他重要な情報に関しても、各部署にて規程に従って管理しております。また電子記録方法の重要性と社外への情報漏洩が企業に及ぼす影響を鑑み、電子情報を含めた統一的な管理体制を構築、維持、整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、常勤取締役で構成するリスク管理委員会を設け、定期的に全般的なリスクの状況を把握しております。特に通常の業務で発生する取引先の倒産による損失については、与信に関する規程を定め、管理しております。また、在庫の陳腐化を避けるため、不動在庫評価委員会を定期的に開催しております。その他リスク管理の観点から、必要に応じて規程の制定もしくは特別な委員会を設け、対処しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月１回以上開催し、経営の基本方針、法令事項並びに経営に関する重要事項を決議し、あわせて業務執行状況の監督を行っております。また、年度予算は取締役会において策定、承認され、月次もしくは四半期ごとに業績の管理を行っております。

当社の経営に関する重要事項については、事前に協議する機関として、常勤取締役が出席する役員連絡会議を随時開催しております。

当社は執行役員制度を導入し、取締役以外の従業員が執行役員の任にあたり、取締役の監督下、業務執行を担っております。また、常勤取締役と執行役員によって構成された執行役員会議を月２回開催し、取締役会にて決定した事項につき伝達、指示を行うとともに、事業戦略、運営につき討議を行っております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の管理については、関係会社管理規程を定め、必要に応じて当社の監督を受ける体制としております。またコンプライアンスに関する「行動規範」は、グループ全体で遵守するよう当社監査室が指導しております。

職務を効率的に遂行するため、海外現地法人各社の営業活動については、当社に海外現法統括責任者を設け、また、財務、経営情報については当社経理部がグループ各社の月次報告、年次報告を精査し、当社取締役会に四半期ごとに報告しております。

財務報告に係わる適正性を確保するために内部統制委員会を定期的に開催し、必要な内部統制を構築、維持、整備しております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が必要とした場合、監査役の業務を補助する使用人を置くことと致します。その使用人の任命、解任、評価、人事異動など人事権に係わる事項については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

7. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、監査役に都度報告しております。監査役は取締役会及び重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めております。また、監査役は会計監査人及び当社監査室と適時打合せを持ち、監査の実効性を確保しております。

以　上